

## 少年法適用年齢の引下げに対して改めて強く反対する会長声明

- 1 平成27年6月17日、選挙権年齢を18歳以上とする公職選挙法の改正案が可決された。これを受けて、自由民主党が民法の成年年齢や少年法の適用対象年齢を検討するために設置した「成年年齢に関する特命委員会」において、選挙権年齢に合わせて、少年法の保護の対象も18歳未満に引き下げようとする議論を開始した。

その後、民法改正（2022年4月1日施行）により、民法の成人年齢も18歳に引き下げられることとなり、少年法の適用年齢を引き下げようとする議論がさらに進められてきた。

法制審議会では、政府側の委員は、少年法の適用年齢の引下げを前提として、18歳・19歳の若年者に対する新たな処遇制度を設ける方向で、議論を進めている。しかし、仮に政府が検討しているような、18歳・19歳の若年者に対する「若年者に対する新たな処分」等の立法的手当がなされたとしても、それはこれまでに少年法が果たしてきた役割には遠く及ばないものである。

少年法の適用年齢の引下げは、後述するように、法理論の面からも、また、少年法の趣旨及びこれまでの成果からしても、誤りである。当会は、2015年7月24日付け会長声明により、少年法の適用年齢の引下げに対して、既に反対の意見を表明しているが、改めて、強く反対するものである。

- 2 まず、少年法適用年齢引下げの議論がなされ始めた当初、少年法の適用年齢の引下げの議論の主な根拠とされたのは、公職選挙法改正による選挙権年齢の引下げに平仄を合わせるという点であった。

しかし、法律の適用年齢区分は、個々の法律や条項の目的によって定められるべきものであり、統一しなければならないものではない。

例えば、民法においても、遺言や養子縁組について15歳から本人の意思のみで行うことを認める点で、一般的な行為能力とは異なる規律がなされてきた。

また、現在行われている成人年齢の見直しに関する議論の中でも、選挙法及び民法の問題と、飲酒、喫煙及び公営ギャンブルを何歳から認めるかという問題は、分けて議論する向きが強い。

このように、法律の適用年齢を統一すべきという議論には根拠がない。

少年法の適用年齢引下げの論者からは、民法の成人年齢の引下げの法改正がなされたことを踏まえ、「親権者の監護の対象ではなくなった18歳・19歳を、少年法上の「少年」と扱うことができないという考えも述べられている。しかし、民法の成人年齢の問題は、「取引社会において、何歳から独立の取引

主体として扱われるべきか」という問題である。他方で少年法の問題は、「非行を行った者に対して何歳まで保護・教育的処遇を行うべきか」という問題であり、全く別の問題であり、互いに関連付ける必要がない。

- 3 そもそも少年法は、若年者が成長発達途上にあり可塑性が高いことから、保護・教育的処遇を適切に行い、少年の更生と再犯防止を実現することを主たる目的としている。そのような目的を有する少年法において、適用対象年齢は、人格的な発達・成熟の程度を鑑みて、保護・教育的処遇の妥当性の観点から決定されるべきである。

この観点からは、少年法の適用年齢の引下げを行うことには、大きな危険性が伴っている。

現在、成人の刑事手続は、約7割の事件において、「起訴猶予」として、何らの処分がされることなく、事件終結に至っているが、他方で、少年事件は、捜査機関による犯罪に対する捜査の後、その事件の軽重に関わらず全ての事件が家庭裁判所へ送致され、家庭裁判所調査官による社会調査が行われる。この社会調査を通じて、処分の有無に関わらず、刑事手続を越える内省の機会を与えられることとなる。18歳・19歳の若年者を成人と同様の刑事手続の対象とした場合、若年者は、自己が犯してしまった非行事実の原因について十分な内省の機会がないまま刑罰を科されることになるおそれがあり、更生の可能性のある者からその機会を奪うにすぎない結果となる。このような対応では、再犯の防止という社会的利益を損ない、新たな犯罪被害者を増加させてしまうことに繋がってしまうと思われる。

- 4 現在、法制審議会における政府側委員の意見としては、少年法適用年齢の引下げの対象となる18歳・19歳の若年者に対して、「若年者に対する新たな処分」として、罪を犯した18歳・19歳の者であって、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされた者について、家庭裁判所において、調査の上、保護観察処分等の要否を判断する、という制度が検討されている。このような提案は、引下げの対象となる18歳・19歳の若年者に対して、起訴猶予として何らの手当てもしないというのは問題であり、新たな立法的手当が必要であることを前提とするものである。

つまり、少年法適用年齢引下げを推進する論者ですら、これまでに少年法が18歳・19歳を含む少年を更生させるために果たしてきた役割が大きく、単純に少年法の適用年齢を引き下げただけで済むような問題ではない、という意識が持たれているのである。

この「若年者に対する新たな処分」については、少年法適用年齢の引下げを

進める論者からは、施設収容処分を行うこともできるのではないかと、この考えが述べられている。

しかし、そもそも比較的軽微な事案であると判断された事件に対する処分である（検察官の判断により起訴猶予処分となったことが前提である）から、刑法の原理である「行為責任主義」（自己が行った行為に見合った責任を負うという考え方）によると、施設収容処分のような強力な処分を行うことは、理論的に正当化し難い。

そして、可能な処分が保護観察処分のみであるとすると、家庭裁判所による調査等の実効性には強い疑問が生じる。

このように、「若年者に対する新たな処分」については、対象者に対しての効果的な処遇ができるのか、等の問題点に関し、強い疑問が提起されている。

「若年者に対する新たな処分」は、結局、現行の少年法による教育的な処遇には及ばないと考えられる。

また、少年法適用年齢引下げとなれば、18歳・19歳の者が、略式手続により罰金刑にされる場合が生じるが、その場合に、保護観察付き執行猶予の制度を活用するという案も検討されている。しかし、仮に罰金刑に保護観察付き執行猶予がなされるようになったとしても、保護観察の遵守事項に違反しても罰金を納付すれば刑の執行が終了することになり、威嚇力が低くなるという問題がある。

そして、少年法適用年齢引下げとなれば、重い罪を犯した18歳・19歳の者は、刑務所に収容されることになり、少年法に基づく教育的な処遇ではなく、刑務作業を中心とする処遇を受けることになる。そうすると、少年院における生活態度まで踏み込んだ指導のようなことは難しく、若年者の更生と再犯防止という目的が、これまでの少年院ほどに実現できなくなるおそれが高い。

- 5 犯罪被害者の立場から、重大な少年事件の被害者のプライバシーがマスコミ報道の対象になる事例があるのに対して、非行を行った少年のプライバシー情報は少年法61条の推知報道の禁止（「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」）により保護されることに対して、批判的な意見も述べられており、確かに、この点は、非常に重要な指摘であると考えられる。

しかし、犯罪被害者のプライバシーが現状で十分に法的に保護されているとはいえない問題については、少年法の問題とは別の問題である。この問題については、少年法適用年齢引下げの議論とは分けて、犯罪被害者の人権侵害を防

止するためにどのような枠組みを構築すべきかを検討することが必要である。

推知報道の禁止を含む少年法の仕組みそれ自体は、非行少年を更生させ新たな犯罪が発生する事態を抑止するという社会的利益を実現するために、大きな役割を果たしてきた事実がある。

- 6 現行少年法は、家庭裁判所調査官の専門的知識を利用しつつ、少年の非行事実の原因を司法手続の中で解明し、少年の更生と再犯防止を実現するという点において、18歳又は19歳の少年に関しても、十分に機能している。少年犯罪の増加や凶悪化といった立法事実はなく、現行少年法が非行の温床になっているとも考えられない。特に、少年の再非行率が成人の再犯率の半数程度であることは、現行少年法が十分に機能していることを明らかにしている。そのような中、あえて適用対象年齢の引下げを行う理由はない。

現行少年法においても、非行事実が重大であり、年齢等の事情に鑑みて刑事責任を問うべきと認められる少年については、家庭裁判所より改めて検察官へ送致され、刑事裁判を受けることとなる。このような制度により、少年法の適用があっても、なお刑事処分を受けることはあり得るように、現在でも、個々の具体的な事情に応じた適切な処遇の選択が、十分に実現されている。

- 7 少年法の適用年齢の問題は、少年法の制度趣旨の根幹に関わる重大な問題であり、法の目的と少年法の効果を鑑みて、慎重に判断すべき事柄であり、単に他の制度における成人年齢と平仄を合せば良いというような単純な議論は完全に誤っているし、民法上の成人年齢の問題と少年法の適用年齢の問題も切り分けて考えるべきである。さらに、現在議論されている「若年者に対する新たな処分」にも多くの問題があり、18歳・19歳の若年者に対して従来の少年法による教育的処遇を行うことによる成果には及ぶべくもない。

- 8 以上のとおり、当会は、少年法の適用年齢の引下げに対して、改めて強く反対する。

以上

2019年3月26日

群馬弁護士会 会長 佐々木弘道